

第541回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年11月11日(月) 10:00～10:09

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第541回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いにつきまして、事務局より御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えています。

また、本日、岩船委員は御欠席でございます。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、高橋総合監査室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○高橋総合監査室長 総合監査室の高橋でございます。

資料3を御覧ください。私からは、「電気小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」説明いたします。これは、毎年行っているものですが、本日は、その事後評価の進め方について、御審議いただければと思います。

11行目以降の、**趣旨**になります。電気事業法等の一部を改正する法律、この附則の経過措置に基づいて、みなし小売電気事業者10社の電気小売経過措置料金については、事後評価を行っております。

これは、経済産業大臣が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門の電気事業利益率が必要以上に高くなっていないかなどを確認することになっています。

16行目ですが、今般、10月31日付けで経済産業大臣から、電力・ガス取引監視等委員会に対して、みなし小売電気事業者全10社ありますけれども、そのうち原価算定期間が終了している中部電力ミライズ、関西電力、九州電力、この3社における2023年度の事後評価について意見の求めがありました。こちらは7ページにつけておりますので、御参照ください。

そうしたことから、今後の料金制度専門会合において、事務局で行った評価を確認していただくこととしたいと考えているところです。

27行目ですけれども、**本年度の進め方（案）**になりますが、対象事業者は、先ほど申し上げました3社になります。

「評価内容」ですけれども、こちらは、電気事業法等の一部を改正する法律の附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準がありまして、＜ステップ1＞、＜ステップ2＞の基準が決まっております。

35行目になりますけれども、＜ステップ1＞は、規制部門の電気事業利益率による基準、これは、個社の規制部門の電気事業利益率の直近3か年度平均値が、みなし小売電気事業者10社の規制部門の電気事業利益率の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認いたします。

＜ステップ2＞としましては、規制部門の超過利潤累積額による基準、または、自由化部門の収支による基準ということで、前回料金改定以降の超過利潤の累積額が事業報酬額を超えているかどうか、または、自由化部門の収支が直近2か年度間連続で赤字であるかどうかを確認するということでもあります。

45行目ですけれども、上記のステップ1に該当し、かつステップ2のいずれかに該当する場合には、料金変更認可申請命令の発動の可否を検討する、ということでございます。

今後のスケジュールですけれども、11月下旬の料金制度専門会合において御審議いただいて、その後の本委員会において、経済産業大臣への回答について御審議をいただきたいと考えております。

私からの説明は以上になります。御審議をよろしくお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、ただいま事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2「ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の事後評価について」に関しまして、引き続き、高橋総合監査室長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○高橋総合監査室長　　引き続き、高橋でございます。

資料4を御覧ください。先ほどは電気でしたけれども、こちらはガスの事後評価になります。資料のつくり方は、先ほどの電気と一緒にございます。適用する法律の規則はちょっと違いますけれども、こちらでも経済産業大臣の審査基準がありまして、それに基づいて事後評価を行うことになっております。

16行目ですけれども、こちらの意見聴取は10月25日付けで、経済産業大臣、それから経済産業局の所管がありますので、関東局、九州局から、当委員会に対しまして意見聴取がありました。

24行目以降ですが、今後の進め方(案)ですけれども、まず、対象事業者は、本省所管の東邦瓦斯、それから関東局所管の日本瓦斯、九州局所管の南海ガスとなっております。ちなみに、一般ガスみなし小売事業者は4社ありまして、そのうちの熱海ガスについては、原価算定期間が終了していないので、事後評価の対象外となります。

29行目以降の「評価内容」につきましては、先ほどの電気と同じでございまして、ガスのほうも、ガス事業利益率による基準、それから<ステップ2>としましては、規制部門の超過利潤累積額による基準、または、自由化部門の収支による基準、こちらを確認することになっております。

44 行目以降ですが、こちらも、電気と同じでございます。ステップ1に該当した場合、かつステップ2に該当した場合は、料金変更認可申請命令の発動の要否を検討するということでございます。

スケジュールにつきましても、電気と同じでございます。

私からの説明は以上となります。御審議をよろしくお願いいたします。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

どうもありがとうございました。

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうもありがとうございました。

○高橋総合監査室長 ありがとうございました。

○横山委員長 それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長 ありがとうございます。

本日の会合の議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——